令 和 6 年 3 月 8 日

参加希望者　　殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長　杉浦　友宣
（公印省略）

見　積　依　頼　書

1 件　　名　川上ダム管理所廃棄物処理（単価契約）
2 業 務 場 所　三重県伊賀市阿保2171番地12　川上ダム管理所
3 期　　間　令和6年4月1日　から　令和7年3月31日まで
4 内　容　等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。
2 見積参加要件　・当機構における令和3・4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「その他（役務の提供）」、営業品目「廃棄物処理」の認定を受けていること。
・本店、支店又は営業所が三重県内に所在すること。

3 見 積 書 等

1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2）提出方法　FAXによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
なお、FAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3）提出期限　令 和 6 年 3 月 1 8 日　14:00　まで

4）提 出 先　独立行政法人　水資源機構　木津川ダム総合管理所長　杉浦　友宣
FAX　0595－64－8964

5）担 当 者　経理課　渡辺、芳井

6）質 問 書 提出期限　令 和 6 年 3 月 1 3 日　14:00　まで
※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。

7）見積回数　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和6年3月19日 14:00までとします。

8）そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

5 そ　の　他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2）履行部分の請求は、月ごとに請求することができます。

3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
　木津川ダム総合管理所長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和　年　月　日に交付された「川上ダム管理所廃棄物処理（単価契約）」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

ＦＡＸ番号：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値

1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業　が契約の相手方となる。

川上ダム管理所廃棄物処理（単価契約） 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する「川上ダム管理所廃棄物処理（単価契約）」に適用する。

第2節 業務場所

三重県伊賀市阿保2171－12 川上ダム管理所

第3節 業務概要

本業務は、川上ダム管理所の一般廃棄物の収集・運搬処理を行うものである。

第4節 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第5節 業務内容

処理品目及び処理回数については、以下のとおりとするが、必要に応じて別途収集を依頼するものとする。

なお、下表の処理回数欄に示す曜日が祝日の場合は、その翌週の月曜日とする。

処理品目	処理回数（参考：実施曜日）
可燃物	月2回（第2金曜日、第4金曜日） ※予定回数24回
不燃物	月1回（第4金曜日） ※予定回数12回
再資源 （容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、ｼｭﾚｯﾀﾞｰ(ｽﾄﾚｰﾄｶｯﾄ)、新聞紙、雑誌等、段ﾎﾞｰﾙ）	月1回（第2金曜日） ※予定回数12回

第6節 年間予定数量（参考）

廃棄物の年間予定数量については、以下のとおりとする。

ただし、数量はあくまでも参考値であり、当該数量の処理を確約するものではない。

（単位：kg）

処理品目	可燃物	不燃物	再資源				
詳細品目	紙くず等、ｼｭﾚｯﾀﾞｰ(ｸﾛｽｶｯﾄ)	電池等	容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	ｼｭﾚｯﾀﾞｰ(ｽﾄﾚｰﾄｶｯﾄ)	新聞紙	雑誌等	段ﾎﾞｰﾙ
予定数量	750	120	50	60	50	20	100

第7節 疑義等

本仕様書に記載なき事項または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

以 上

【様式】

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
　木津川ダム総合管理所長　杉浦　友宣　様

住　　所

会 社 名

代表者名　　印

見　積　書

（件名）川上ダム管理所廃棄物処理（単価契約）

（単位：円）

処理品目	詳細品目	単位	予定回数	単価	計
可燃物		回	24		
不燃物		回	12		
再資源	容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、ｼｭﾚｯﾀﾞｰ(ｽﾄﾚｰﾄｶｯﾄ)、新聞紙、雑誌等、段ﾎﾞｰﾙ	回	12		
		合　　計			

（税抜き）

（案）

単　価　契　約　書

１　件　　名　　川上ダム管理所廃棄物処理（単価契約）

２　履行場所　　三重県伊賀市阿保２１７１－１２　川上ダム管理所

３　契約期間　　自　令和６年　４月　１日
　　至　令和７年　３月３１日

上記の件について、発注者　独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所（以下「発注者」という。）と受注者　　（以下「受注者」という。）とは、別添の条項により契約を締結する。

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　所　　三重県名張市下比奈知２８１１－２
　　氏　名　　独立行政法人水資源機構分任契約職
　　木津川ダム総合管理所長　杉浦　友宣

受注者　　住　所
　　氏　名

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。）に基づき、別に定める仕様書に従い、廃棄物処理に係る関係法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（契約の変更）
第３条　発注者及び受注者はこの契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が、不適当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。
２　前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

（代金の請求及び支払）
第４条　受注者は、月毎に書面をもって履行部分の対価の支払いを発注者に請求することができる。
２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に支払わなければならない。

（契約の解除）
第５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときには、契約を解除することができるものとする。
　一　受注者が故意に業務の履行に応じないとき。
　二　受注者の責めに帰すべき事由により、発注者の指定する期日までに業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
　三　第２条の規定に違反したとき。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）
第６条　受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第７条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（補則）

第８条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表　　廃棄物処理単価

（単位：円）

処理品目	詳細品目	単位	予定回数	単価	備考
可燃物		回	２４		
不燃物		回	１２		
再資源	（容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、ｼｭﾚｯﾀﾞｰ(ｽﾄﾚｰﾄｶｯﾄ)、新聞紙、雑誌等、段ﾎﾞｰﾙ）	回	１２		

（税抜）